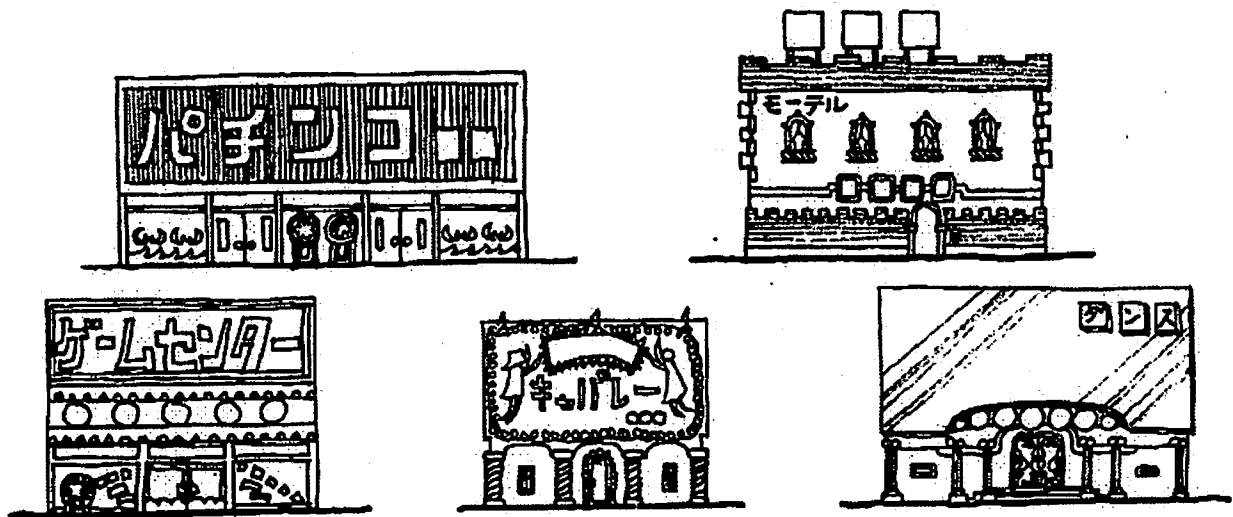


建築物等に関する制限

1. 建築物の用途の制限

次に掲げる建築物は建築できない。

- ① 麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等
- ② 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡をこえるもの
- ③ 倉庫業を営む倉庫
- ④ キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等
- ⑤ 個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ、ポルノショップ等



2. 壁面の位置の制限

	1号壁面線	2号壁面線	1号・2号壁面線
壁面後退図			
位置	コピンスン(ショッピングセンター)の敷地	都市計画道路旭一宮線(幅員15m)沿道	1号・2号壁面線
壁面の位置制限内容	建築物の壁面等は、道路境界線、隣地境界線から1.5m以上後退	建築物の1階部分の壁面等は道路境界線から1.5m以上後退	高さ2.0mを超える門や塀は境界線から1.5m以上後退